

千葉県周産期新生児研究会会則

【名称】

本会は 千葉県周産期新生児研究会 と称する。

【目的】

本会は母体・胎児・新生児・未熟児に関する研究ならびに診療・看護の進歩を促し、こうした研究・診療・看護に携わるもの相互および関連機関との連携を図ることを目的とする。

【事業】

本会は目的達成のため、次の事業を行う。

1、年 2 回の総会および学術集会を行う。ただし、学術集会は他に定める当番幹事により主催される。

2、その他必要な事業

【事務局】

本会は事務局を千葉県千葉市亥鼻 千葉大学医学部附属病院周産母性科内に置く

【会費】

年 2 回の学術集会開催時に、医師、看護師・助産師・他のパラメディカル、会の主旨に賛同する企業に所属する方の個人参加者より参加費を徴収し、年会費の代替とする。参加費については各回の当番幹事が決定する。(注：医師 3,000 円、看護師・コメディカル 1,000 円) なお、初期研修医・医学部学生・看護（助産師も含む）学生は無料とする。

なお、協賛企業など協賛費、広告費などは別に定める。

【会員の資格】

本会会員の資格は、本会の目的に賛同する医師・看護師・助産師または理事会が推挙し幹事会にて承認された者とする。

【理事会】

会長、副会長および必要に応じ招集された幹事、顧問にて構成され、会長により開催される。

【幹事会】

会長、副会長、幹事および必要により招集された顧問にて構成され、学術集会時に開催される。その他、会長が必要と認めた時、適時開催することができる。なお、同会は幹事会員の過半数の出席を以て、成立する。

【役員】

本会に次の役員を置く

会長 1名

副会長 2名

幹事 若干名

監事（幹事併任可） 2名

以上の他、顧問等を置くことができる。

【役員職務】

- 1、会長は本会を代表し、総会、幹事会、理事会および学術集会を主宰する。
- 2、副会長は会長を補佐し理事会を組織する。
- 3、幹事は会長、副会長とともに幹事会を組織し、本会の運営に関する事項を処理する。
- 4、監事は若干名、会長により任命される。

【役員選出および任期】

会長、副会長、幹事は幹事会において推薦され、総会において出席者の過半数の賛意を得て選出される。任期は1年とするが再認を妨げない。

(細則)

- 1、幹事会は施設より1名ずつ出席する、施設幹事形式とする。幹事会を構成する施設は以下の付則による。
- 2、幹事会を構成する施設は、関連科の科長、師長などから1名ずつ出席（理事会構成員との兼任可）を求められる。希望すれば、他若干名の出席を認めるが、投票権は有しない。
- 3、顧問などは会長の推薦により動議され、幹事会および総会により承認を受ける。

(付則)

- 1、本会則は平成30年12月22日より効力を生じる。

役員は	会長	生水真紀夫	(千葉大学大学院 周産母性科教授)
	副会長	大曾根義輝	(千葉大学医学部附属病院周産母子センター長)
			千葉県新生児看護研究会当番幹事施設責任者 1名
	幹事		千葉県が認定する総合周産期母子医療センター、 同地域周産期母子医療センター、さらに会長が必要と認めた各施設より1名が参加する施設幹事方式とする。

(平成30年12月現在：総合周産期3病院（千葉大学医学部附属病院、亀田総合病院、東京女子医科大学八千代医療センター）、地域中核9病院（旭中央病院、成田赤十字病院、東邦大学医療センター佐倉病院、千葉県こども病院、君津中央病院、千葉市立海浜病院、船橋中央病院、順天堂大学医学部附属浦安病院、松戸市立総合医療センター）